

第3章 災害時の廃棄物処理に関する対応

第1節 災害廃棄物対策

1 災害廃棄物処理計画の策定

災害廃棄物とは、地震や洪水等大規模災害により倒壊、焼失、水没等した家屋及び建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

大規模な震災や水害等が発生した場合、一時的に大量の廃棄物が発生し、また、道路の交通不能等によって、平常時と同じ処理体制では廃棄物処理への対応が困難となるケースが想定されることから、「南房総市地域防災計画（平成20年3月）」に基づく災害廃棄物処理計画を早期策定し、災害発生時に迅速かつ確な対応を行えるよう準備しておくことが必要である。

2 災害廃棄物に係る指針・協定等

(1) 国

国は、昭和36年に、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的に「災害対策基本法（法律第223号）」を策定し、昭和53年には、「大規模地震対策特別措置法（法律第73号）」を定め、地震防災対策の強化を図っている。

また、平成10年10月には「震災廃棄物対策指針（旧厚生省）」、平成17年6月には「水害廃棄物対策指針（環境省）」を策定し、廃棄物処理に係る防災体制の整備、震災や水害発生時の対応、復旧・復興対策等について定めている。

(2) 千葉県

千葉県では、国の法令等に基づき、昭和38年に「千葉県地域防災計画」を作成し、修正を加えながら現在に至っている。また、平成13年3月には「千葉縣市町村震災廃棄物処理計画策定指針（平成17年3月改訂）」を策定し、市町村震災廃棄物処理計画の策定を促進している。

なお、千葉県では、大地震等の大規模災害に伴って発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進するため、関係団体との間で各協定を締結し、支援体制を整備している。また、災害時に市町村及び一部事務組合間で相互に援助協力体制をつくるため、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書（平成9年7月）」に必要な事項を定めている。千葉県の災害時における廃棄物処理の支援体制を図4.1-1に示す。

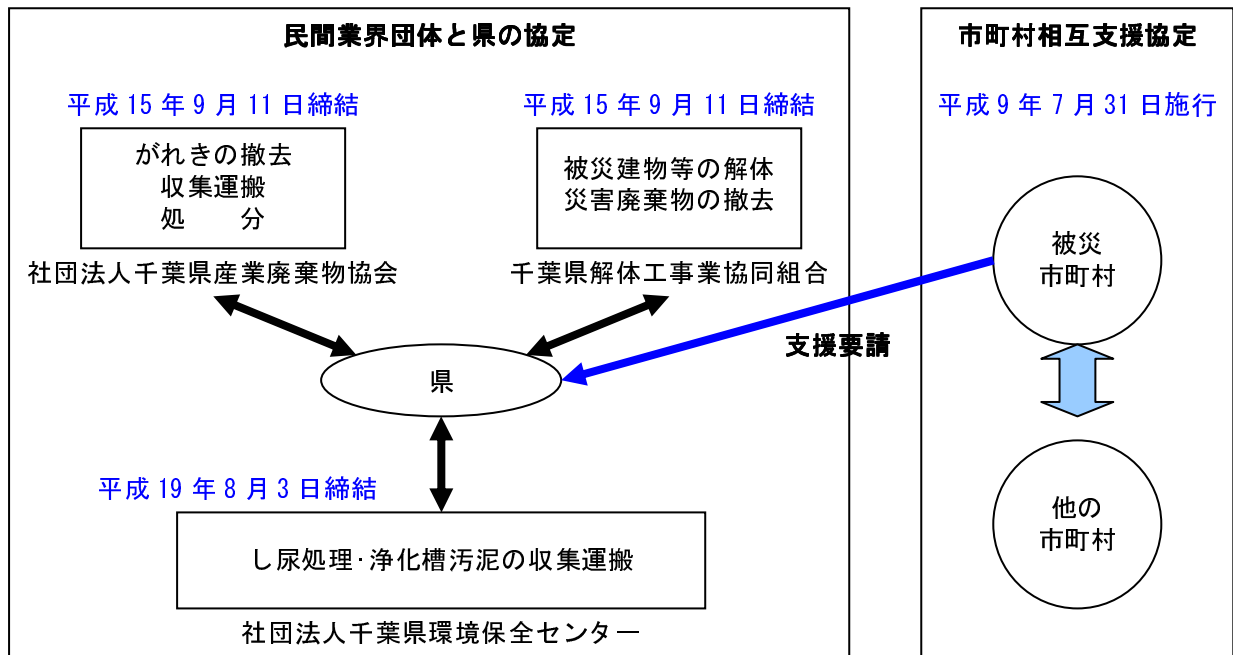


図 4.1-1 千葉県の災害時における廃棄物処理の支援体制（全体イメージ）

3 南房総市災害廃棄物に係る方針

本市では、「南房総市地域防災計画（平成 20 年 3 月）」の中で、災害時における清掃及び廃棄物の処理に関しては、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」に基づき、市における災害廃棄物処理計画を策定し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図るものとしている。

「南房総市地域防災計画」においては、風水害に対しては、過去の実績から大規模な災害は設定せず、震災に対して「元禄地震」（M8.2）を想定した防災計画を策定している。

平成 19 年の新潟地震で起きた「かしわざきクリーンセンター（平成 3 年竣工）」の煙突破損は記憶に新しく、4 ヶ月の停止を余儀なくされ、重大な廃棄物処理行政の停滞を招いた。本市においても、稼働施設は老朽化が著しく、同様なケースの発生が懸念される。また、房総半島の先端に位置する南房総市は、インフラ面で陸の孤島となるケースも想定される。

これらのことから、廃棄物に関しても、「震災」における廃棄物の収集・運搬、仮置場、中間処理、リサイクル、最終処分、広報等々について定めるとともに、組織体制、援助協力体制についても、早急に位置づける必要がある。

災害廃棄物に係る方針

- 早急な震災廃棄物処理計画の策定。
- 計画の策定に当たっては、南房総市内の「社団法人千葉県産業廃棄物協会」「千葉県解体工事業協同組合」「社団法人千葉県環境保全センター」加盟業者、運輸関係（JR、船舶、陸送）、鴨川市、館山市、鋸南町等を含めた広域圏での（仮称）災害廃棄物対策協議会の設置を行う。

なお、「南房総市地域防災計画」における、震災における建物等被害予測結果、災害廃棄物（がれき）の仮置場、ごみ及びし尿処理施設は、次のとおりである。

表 4.1-1 建物等被害予測結果

| | 旧 町 村 名 | | | | | | | 合 計 (南房総市) |
|-------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| | 富浦町 | 富山町 | 三芳村 | 白浜町 | 千倉町 | 丸山町 | 和田町 | |
| 木造建物大破数(棟) | 69 | 28 | 38 | 18 | 69 | 70 | 43 | 335 |
| 鉄筋系建物大破数(棟) | 1 | 41 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 49 |
| 鉄骨系建物大破数(棟) | 7 | 1 | 5 | 0 | 6 | 10 | 4 | 33 |
| 斜面崩壊数(箇所) | 59.28 | 76.08 | 86.23 | 43.52 | 80.93 | 93.80 | 55.82 | 495.66 |
| ブロック塀転倒数(件) | 329 | 271 | 188 | 344 | 919 | 303 | 293 | 2,647 |

表 4.1-2 災害廃棄物（がれき）の仮置場（校庭）

| 富浦地区 | 富山地区 | 三芳地区 | |
|---------|----------|------------|----------|
| 市立富浦体育館 | 市立富山公民館 | 市立三芳小学校 | |
| 市立富浦小学校 | 市立岩井小学校 | 市立三芳中学校 | |
| 市立八束小学校 | 市立富山中学校 | | |
| 市立富浦中学校 | 市立平群小学校 | | |
| 白浜地区 | 千倉地区 | 丸山地区 | 和田地区 |
| 市立白浜小学校 | 千倉総合運動公園 | 市立丸小学校 | 市立和田小学校 |
| 市立長尾小学校 | 市立七浦小学校 | 市立南小学校 | 市立南三原小学校 |
| 市立白浜中学校 | 市立忽戸小学校 | 市立丸山中学校 | 市立和田中学校 |
| | 市立朝夷小学校 | 丸山農業者 | 県立安房拓心 |
| | 市立健田小学校 | トレーニングセンター | 高等学校 |
| | 市立千倉中学校 | | |

※がれきの仮置場は、各地区の広域避難所としている。

表 4.1-3 ごみ及びし尿処理施設

| 処理施設 | 処 理 先 |
|--------|---|
| ごみ処理施設 | 大谷クリーンセンター 千倉清掃センター |
| し尿処理施設 | 鋸南地区環境衛生組合(富浦・富山・三芳) 千倉衛生センター(白浜・千倉・丸山・和田) |

